

総務 常任委員会

6月議会定例会
請願 1件
付託案件 2件

6月議会定例会

請願第1号

※議案名・請願名は、2・3ページをご参照ください。

請願人からは、「再審法」という法律が特別にあるわけではなく、「刑事訴訟法」の一部として「再審」に関することを定めた条文が19条あり、その部分を「再審法」と呼んでいます。この再審裁判の手続きが19条と極めて簡略となっており、十分な審議がされないまま棄却されるケース、丁寧に真実究明に取り組むケースなど、再審の扱いに不公平を生む「再審格差」があります。途方もない時間を要しても再審裁判に到達で

きないのは「再審法の不備」によるところが多く、「再審における検察所持証拠の全面開示」、「再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止」、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備の3点について改正を求めるとの意見陳述がありました。

問 再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を制度化した場合、再審請求が増え、弊害が起こるのでは。
答 再審請求するためには警察や検察が長い時間をかけて調べた証拠がほとんど開示されていない中で、元の裁判の結果が変わっていかぬかもしれないような新しい証拠を見つければなりません。それは、真犯人を探してくるほどの高いハードルであり、その上で、再審を開始するかを審

議するために過去の裁判結果や検察の意見も聞いて裁判官が決定するため時間を要します。そのため、簡単に裁判所が再審開始決定を認めることは、ほとんどありません。

問 法務省において再審請求のあり方について議論が進まない原因の背景は。
答 刑事事件において法を犯すものを厳正に処分し、国家の安定を保つことに重きを置く流れと、人権を尊重し、冤罪を生まない刑事裁判のあり方を追求する流れがあります。世界の潮流は一人一人の人権を大事にするほうへ大きく動きつつありますが、簡単にはいきません。また、密室での取り調べが冤罪を生む温床であるため、日本弁護士連合会が中心となって大きな運動を起

こし、今では、重大事件について容疑者を取り調べる時には、録音録画をするようになりました。さらに、裁判官だけの判断で有罪か無罪を決めるのではなく、国民が刑事裁判に参加するという制度も作られ、少しずつ前進しています。

問 被疑者の段階ではどのような弁護形態であるのか。
答 逮捕された被疑者の容疑内容などが警察から日本弁護士連合会事務所に連絡が入ると、直ちに当番弁護士が面会をし、被疑者が無実であると主張すれば、冤罪を回避するためのアドバイスなどをしていますが、密室での取り調べを広く開か

れたものにする可視化をもって前進させないと冤罪を断つことはできません。

問 再審開始決定に検察が不服申し立てをし、長い年月の中再審が行われず、再審請求者が亡くなられるケースもあります。なぜ不服申し立てが行われるのか。
答 不服申し立てをしてさらに上級審で検討がされると、また、3年から5年の間、再審開始裁判が開かれずに、再審請求者が亡くなり、再審請求ができなくなるために狙って時間稼ぎをしています。

問 意見陳述後、自由討議を行いました。
賛成少数で不採択
第四次湖南省市政改革大綱の策定について、素案の時点から修正があったのは文言の整理と一部追加のみなどとの説明がありました。

全員賛成で可決
議案第45号
デジタル社会の形成

問 今回以外のデジタル改革関連法案に関する条例改正は順次、市でも行っていくのか。
答 今後、国が全国的な共通ルールを法律で規定するとの情報提供がありました。施行期日が令和3年5月の公布から2年以内とされているため、令和5年5月までに条例などの整備を行う予定です。

問 条例改正に伴って市民への影響は。
答 市民に直接影響は出ません。

全員賛成で可決